

ポスト社会主義モンゴル国の牧畜における土地利用

開発の論理と遊牧の実践

上村 明（東京外国語大学非常勤講師）

kamimura.akira@tufs.ac.jp

1. はじめに

本発表は、現在モンゴル国において土地制度改革の一環としてすすめられている牧民の土地権(land tenure)強化などの法整備に対して影響力をもつ開発理論・モデルをとりあげ、その有効性をフィールド調査からの具体例によって検証しようとする。ここでとくにとりあげるのは、世界銀行や UNDP などが提唱している牧地利用調整のしくみにおける「コモンズ」管理の主体としての「コミュニティ」のモデルである。

モンゴル国では、ソ連経済とコメコン体制の崩壊以降、1990年代はじめから IMF や世界銀行を筆頭とする国際機関や日本などの援助国の援助を受け、それらの意思にそった開発をおこなってきた。その目標は、1990年代はじめには社会主義時代の「中央計画経済」から「市場経済」への移行が前面におしだされたものの、90年代なかば以降は「安定した経済成長」となると「貧困」「環境」に重点がおかれるようになった。

モンゴルの牧畜は、市場経済への移行の過程でうまれたおおくの失業者を吸収した。かれらは、ネグデル（牧畜協同組合）解体時の家畜の私有化によって家畜を手にいれたが、それによって少数の家畜しかもたないおおくの牧民世帯が発生した。さらに、こうした牧民がゾド（雪害）により甚大な被害をこうむったこと、さらに都市部に集中する開発によって生じた地域格差緩和のため、牧民は「貧困対策」の重要なターゲットとなっていた。

こうした流れのなかで、牧畜における土地制度についても、国際機関は、90年代はじめの古典的なハーディンの「コモンズの悲劇」テーゼにもとづいた牧地私有化の論理を後退させ、かわりに「コミュニティを基盤にした土地利用管理」‘community-based land management’を開発のモデルとして提唱するようになっている。

このモデルは、アフリカの牧畜民に対する開発の失敗例に学び、まとめられたものであり、モンゴルへの適用も、R. Mearns や J. Swift といった著名な開発学者たちが、現地調査をおこない、かれらの参与によってすすめられている。一方、冬・春営地に対するリース権の設定など、牧地利用に関する土地法の制定は、その意図に反する逆の効果があらわれていることが指摘されている。

本発表では、まずこのモデルとそれに関連する研究を紹介し、つぎに牧畜作業の現場にたちかえってそれらを検証することによって、経済学的モデルで牧畜の移動性や柔軟性を

とらえることの限界、また牧地利用に対する成文法による規制の限界と有効性について考察しようとする。

2. 牧畜と移動

モンゴル国でおこなわれている牧畜は、一般に遊牧つまり遊動的牧畜(nomadism, nomadic pastoralism)とよばれている。牧畜は、動物(家畜)、土地(牧草地)、人間(牧畜民)という3つの要素のうえに成り立つ。モンゴルの遊牧における動物は、ヒツジ、ヤギ、ウシ(ヤクを含む)、ウマ、ラクダであり、これらの動物は、草食で群居する本能をもつ。この性質が開放された牧草地での多数の家畜の管理を可能にしている。

一方、モンゴルの牧草地は、約156万平方キロの国土の80%ちかくを占めている。モンゴルが牧草の生育に適しているのは、内陸・高原・高緯度に位置するという地理的条件による。内陸のため降水量がすくない一方で、高原にあることで気温が低く水分の蒸発がおさえられるという気候がうまれる。すくない降水量が集中するのが、5月なかばから8月なかばにかけてである。この時期、高緯度に位置するため、植物は日射を長時間うけ、気温も上昇し、牧草が生長する好条件がそろそろ。一方で、夏雨がおおく冬雪がすくないというこの降水パターンが変化すると、夏の早魃や冬の雪害がおこることになる。

この家畜・牧地という2つの要素をむすびつけるのが、牧民である。かれらは、家畜をふとらせるために、条件のよい牧地を利用しようとする。遊牧では、農業のように土地そのものに投資し改良するのではなく、移動という戦略でよい土地を得るのである。

よい牧地の条件とは、まず、家畜が食用に適した草を何日か連続して摂取できること、人や家畜の飲む水を容易に確保できることがあげられる。これにくわえて、季節によって適した牧地の特徴は変化する。冬は、風をさえぎる日当たりのよい場所をベースキャンプとしなければならないし、夏は、飲み水のかわりとなる雪がないため、川にちかいなど水の確保が重要な条件となる。牧民にとって自分が利用できる範囲に、このような多様性をもつ土地が存在しないと、牧畜経営はうまくいかない。

季節によって適する土地は、降水量のおおい森林草原帯(ハンガイ)のように、比較的近隣にある地形的多様性のなかで見つけることができる場合もある。この場合、夏は低地のひらけた谷間、冬は風を避け日当たりのよい比較的高い場所に移動する。また、南北に長距離を移動して、夏は北の豊かな草地をつかい、冬を南の暖かいゴビ地方で越すという戦略もある。南にいくほど降水量はすくないが温暖であるという緯度差を利用するのである。アルタイ山脈のある西部の山岳地帯では、標高差を利用し、夏は降水量がおおいたため草がゆたかではあるがほかの季節の利用が寒冷でできない標高の高い牧地を利用し、秋に寒くなると山をおりる。

このように自然の多様性を生かすモンゴルの牧畜には、生計維持的で市場経済となじまないイメージがあるが、歴史的な事実をみるとそうではないことがわかる。

Humphrey and Sneath (1999)は、そのようなふるい「遊牧」のイメージや先入観をとり

のぞくために、移動牧畜(mobile pastoralism)という用語をつかうことを提唱している。かれらによれば、19世紀末、すくなく見積もって、毎年ヒツジ換算で百万頭の家畜が、現在のモンゴル国にあたる外モンゴルから中国に「輸出」されていた。これは、当時の総家畜頭数のおおよそ5%にあたるという。また、ネグデル時代の1985年でも、全国家畜頭数ヒツジ換算で約4千5百万頭のうち、4.7%にあたる家畜が、精肉あるいは生体として輸出されていたとする(p.232)。このように、モンゴルの牧畜は、社会主義以前は中国、それ以後はソ連の市場に大量の畜産品を供給する生産性のたかい産業だったといえるのである。

Humphrey and Sneath (1999)は、「二重の生産様式」というモデルをつかって、モンゴルの牧畜を説明する。このモデルは、「生計維持的(subsistence)」な生産様式と「収益追求的(yield-focused)」あるいは「専門的」な生産様式を両端とするスペクトルであって、前者は、家畜が経営者個人の所有であり、多種類・少数の家畜を家内需要の充足を目的として飼育し、生産物はすべて経営者に帰すのに対して、後者では、家畜は封建領主、寺院などの大所有者の所有であり、それを「プロ」の牧畜経営者が請け負って飼育し、契約ノルマ以上の余剰分を自分の取り分とする。この場合、ひとつの種類の家畜を専門的大規模に飼育することがおおく、畜群から最大の利益をあげることが目的となる。モンゴルの牧畜における輸出をささえたのは、こうした「収益追求的」生産様式であった。その性格からひとつの群れの規模がおおきくなり、したがって長距離で回数のおおい移動が必要となる。このモデルで見えていくと、革命以前と集団化以後のモンゴルの牧畜には、断絶より連続性がみられるという。つまり、集団化以後は、大家畜所有者の役割をネグデルが引き継いだのである(pp.218-219, 225-226)。

おおくの研究者によるとくに年配の牧民へのインタビューは、このようなたかい移動性が、勤勉さとプロ精神のあらわれであることを物語っている。たかい移動性は、牧民のエートスといってよい。しかしながら、この「エートス」は、歴史性のない本質主義的な「伝統」ではなく、それ以前から存在していたとしても、モンゴルにおける商品経済の浸透と連動していたということをおぼえてはならないだろう。19世紀後半から、中国からの贅沢品や嗜好品が大量に流れこむようになり、その対価として家畜が中国市場に送りこまれた。このような社会変動のインパクトが、「収益追求的」生産様式への志向をつよめていたからである。このエートスは、「定住化」をめざし牧畜の社会主義的近代化をめざしたネグデルの時代にも受けつがれた。ネグデル時代には、職住のうち「住」の「定住化」はめざされたが、牧畜経営そのものの戦略としての移動は、「オトル」をつうじて奨励されたからである(see 小長谷 1983;Төмөртөрөө 1983:174)。

「移動のエートス」は、モンゴルの牧畜を現代の資本主義と接合するうえでも重要な役割をはたすとおもわれる。しかし、それがささえた牧畜の高い生産性は、牧地の私的所有とは無関係であったし、「移動のエートス」はそもそも土地の私的所有と相容れないものであった。

3. 市場経済への移行と「コモンズの悲劇」

1990年代になって国際援助機関から土地私有化の圧力がかったとき、モンゴル人のあいだにつよい反発が起こったのは、移動牧畜の実践によって構築されたハビトゥスとこのような「移動のエートス」の存在があったからだと考えてよい。また、モンゴル国は、1992年の新憲法発布により、あたらしい国家において、遊牧を国民統合のためのアイデンティティとすることを宣言していた。つまり、5条5節において、「畜群は国民の富であり、国家の保護を受ける」とし、6条3節では私有化をみとめず国有のままのこす土地として牧地をあげている。

Sneath(2001)は、ADB(アジア開発銀行)が1994年度のモンゴル国の農牧業部門についての調査報告書の中で、土地の私的所有のための新土地法の制定をつよく提唱していたことを指摘する。そして、その法律の目的を「生産性を最大化し、土地を損傷や悪化から保護するプラスのインセンティブを、牧民・農民およびその他の者にあたえるため」と、報告書から引用する(p.42)。これは、憲法による禁止にもかかわらず、ADBの土地私有化の視野には、牧地も入っていたことを意味する。Sneath(2001)は、さらに、内モンゴルにおける漢族による牧地の農地化とそれに対するモンゴル人の抵抗の歴史をたどることによって、モンゴル国における土地私有化反対運動を、民族の抵抗の歴史のなかに位置づけている。

1994年11月11日、新土地法は、土地改革に関連したローンのからむADBの圧力をモンゴル政府がうけるかたちで、成立した。しかし、実際に成立した土地法には、ADBの要求した土地の所有権も、牧地利用についても十分な規定はなかった。土地法は、所有権、占有権(リース権)、使用権の3つを定義しているが、規定するのは占有権(リース権)、使用権の2つについてだけである。ADBはこの法律の規定の曖昧さ、一貫性のなさを批判し、それをうけて3度にわたる改正がおこなわれた(ADB 2002:45)が、所有権についての規定が追加されることはなかった。そのかわり、2002年3度目の土地法改正後、それとはべつに土地私有化法が制定された。この法律は居住地と農耕地について制限つきの私有化をおこなうもので、牧地はふくまれていない。

ADBの強引なまでの圧力の背景には、新古典派経済学を奉ずるIMFや世銀に主導され、ロシアやモンゴルの経済に壊滅的な影響をあたえた、「ショック療法」的市場経済化政策があった。私的所有が市場経済の基盤であるという「信念」をもつかれらにとって、牧地も私有化の例外でなかった。古典的なハーディンの「コモンズの悲劇」テーゼは、それを正当化する論理をあたえた。

「牧民は、共有牧地の悪化にかまわず、自分の家畜を増やすという自己の利益を最大化しようとする経済的合理行動をとる。そして、その結末として牧地が荒廃してしまうという『悲劇』が起こる」というのが、ハーディンの説く「コモンズの悲劇」である。このような悲劇を回避するため、「共有地」の私有化もしくは政府による規制が必要とされる。「共有地」を私有化すれば、その土地を適正に管理維持することは所有者自身にとって利益となるので、土地を荒廃させてしまうようなことはしない。その結果、「悲劇」は回避される。また、「共有地」が国有化され、政府の管理下に置かれたならば、その土地へのアクセスが

政府により規制されるので、やはり過剰利用は避けられるという (Hardin 1968: 1244;山田 1996)。

Fratkin (1997)によれば、70-80年代アフリカの乾燥地帯において、牧畜に対しておこなわれた、国際援助による大規模開発は、そのおおくがこのテーゼから発想をうけていた。世銀や UNEP による土地の全面私有化や牧畜生産の商業化プログラムの根拠となったのである。それらは、牧地の私有化、牧畜の商業化、遊牧民の定住化に重点をおいていた。背景となったのは、70年代サヘリにおきた旱魃によって「砂漠化」が重要な環境問題となっていたことである(pp.236-240;太田 1998)。このことは、モンゴルにおいて、「ゾド」が開発の根拠とされる危険性を示唆している。

牧畜開発における主流派の考え方は、「世界の大多数の牧地は砂漠化が進んでいる。多くの場合、それは過放牧に原因があり、過放牧の原因は家畜の増加である。砂漠化に対する技術的な対抗手段はあるが、牧畜民の伝統的経済・社会的システムがその採用を阻んでいる。とくに問題なのは、土地の共有制度である。土地の私有化によってその問題は解決できる。中央官僚組織を通じた、家畜数制限などについての科学的助言によって、牧地利用が行われるようになるから」(Fratkin 1997:250)というものである。しかし、世銀によって強力に提唱された私有化・市場経済化政策、つまり経済発展・牧地経営改善のためとされる政府の牧民に対する干渉政策は、ほとんどが惨憺たる結果になった。環境悪化・経済的不均衡・食糧供給の不安定が起こり、牧民が土地を手放すという事態が増加した。多くのドナーはこの結果を見て、乾燥地域への援助はその効果がほとんど見られないとして手を引いた(Fratkin 1997:250-251;see 太田 1998)。

ハーディンのこのテーゼは、内モンゴルでも牧地の個人への割り当ての根拠とされた。そのため、当初の期待に反する、牧地環境の大規模な悪化が発生している。おおくの牧民は、子供が都市の給与所得者になることを望んでいるため、環境保全という長期的利益より土地の過剰利用による短期的な利益を優先させ、教育に投資するのである(Humphrey & Sneath 1999:273;see 山田 1996)。

社会学では、このテーゼは、2人間ゲームである「囚人のジレンマ」をN人に一般化した「社会的ジレンマ」として定式化される。最近の研究では、このゲームを演ずる実際の間人は、古典的なゲーム理論で想定されている合理的人間でないこと、協調により多くの利益を得る状態が社会的に作り出されることが指摘されている(山岸 2002)。また、協力という非合理的行動をとる傾向は、(1)状況に関する情報や知識の提供、(2)他者の行動に対する期待や信頼の増大、(3)集団凝集性や集団帰属意識の増大、(4)意思決定の公表といった条件のもとで強化されることも研究されている(盛山・海野 1991)。

ハーディンのいう「悲劇」は、「合理的(悪意ある)行動をとる経済的主体」という前提から不可避的に帰結される結論であって、その前提自体が人間のある特定の性質を一般化した「特殊な」前提であるといえる。このことは、この論理が新古典派経済学と親和性をもつこと、そして「わかりやすい論理」として現在もつよい影響力をもっていることを説明している。

4. エコシステムにおける均衡 - 非均衡モデル

ハーディンのテーゼとアフリカにおける開発へのその応用については、ほかにもさまざまな学問分野からおおくの疑問があがっている。最も一般的なのが、社会学者たちの「“common property”と“open access”(利用規制なし)を混同している。実際の土地共有システムは、排他的私的所有より効果的に機能している」とするものである。また、牧畜地域での土地悪化は、一般化された過放牧ではなく、むしろ機械井戸や町の周辺に人・家畜が集中する人・家畜分布の不均衡によるという批判も出された (Fratkin 1997:241; 太田 1998)。これらは、現在のモンゴルの状況にもあてはまる。さらに、気候学者たちからは、砂漠の南下は誇張されているし、70-80年代のサヘリの旱魃の原因は、一般に言われているような「過放牧」ではなく、エルニーニョなどの地球規模の気候変化によるという批判が提出された(Fratkin 1997:242)。これも、砂漠化の原因を牧民におしつけるという点で、現在内モンゴルでおこなわれている「生態移民」をめぐる状況にも通じる。

これらの批判のなかで重要なのが、牧地環境の研究者たちの提出した、「過放牧」の根拠となる「環境容量(= 牧養力) 'carring capacity'の算出や「土地の悪化」の評価のしかたへの疑問、さらに「均衡的(equilibria)」モデルへの懐疑である。

「環境容量」は、ある牧地の草の生産量をまず算定し、それによってどれだけの家畜が養えるかを算定する。Behnke and Scoones(1993)は、「環境容量」が正しく算定できない理由として、家畜がどのくらい草をたべるかその予測によって「環境容量」が変わってくること、'landscape'の多様性によっておなじ降水量でも草の生えぐあいがちがうこと、囲いのなかを前提とした人為的な設定なので移動牧畜では算出が非常に困難であること、家畜の種類によって必要な草の種類・量が異なること、家畜の採食後の草の再生が無視されていることをあげ、「環境容量」がヨーロッパの概念で、アフリカの乾燥地帯には当てはまらないと結論づけている(pp.18-19)。

ある年あるいは年平均の「環境容量」が仮に正しく算定できたとしても、草の生産量に直接影響する降雨量は、毎年変化する。その変化がおおきければ、牧地環境の状態は、家畜の食圧'grazing pressure'によってというより、むしろ降雨量によっておおきく左右される。このような牧地環境では、ある牧地に適正な家畜の数つまり「環境容量」の概念は、あまり意味をなさなくなる。そして、牧民にとっては、空間的な降雨量の偏差をとらえて、草がよく生えている場所があれば、そこに移動するという戦略が適合する。このような牧地環境システムは「非均衡的」エコシステム、牧民の経営戦略は「機会主義的(opportunistic)」経営とよばれる(Behnke and Scoones 1993)。

一方、「均衡」システムとは、「対象となるシステムの外部の条件が、時間が経過しても、比較的安定しているので、システム内部のプロセスは、そのまま継続するか均衡する。また、システム内部のプロセスによって、システムの構造とダイナミクスが統御可能である」システムである(Ellis, Coughenour and Swift 1993:31)。牧地環境にあてはめると、「均衡

的」な牧地環境では、降雨量が毎年ほぼ一定しているので、牧地環境の状態は、そこで採食する家畜の数によって決まる。また、そのような環境では、「環境容量」に近いがそれをこえない数の家畜を維持することが、牧畜経営の戦略となる。ただ、「均衡」と「非均衡」という、明確な差異をもつ2つのシステムがあるというわけではなく、現実のシステムをそれぞれの理念型が両端となる連続体としてとらえることができるのである(Bruce and Mearns 2002:39)。

Ellis et al.(1993)によれば、「均衡的」エコシステムと「非均衡的」エコシステムとの間は、年間降水量の変動係数が30%あるいは(and/or)年間降水量が300-400mmにあり、それより変動がおおきいか降水量がすくなければ、「非均衡的」とみなすことができるという(p.33,39)。これは、アフリカのサバンナでの調査をもとにした結論だが、モンゴルをふくむ内陸アジアにも応用できるとされる(Bruce and Mearns 2002:39)。モンゴルの森林草原帯の平均年間降水量が約250mm その変動係数が約28%、砂漠草原帯では100mm以下と50%だから、モンゴル国のほぼ全域が「非均衡的」な牧地エコシステムということができる(World Bank 2003:3,34)。

Humphrey and Sneath (1999)は、年間降水量の変動係数33%で内陸アジアを区分し、モンゴル国の南部と内モンゴルの西部は、「非均衡的」な牧地エコシステムであるが、ほかの地域は「均衡的」であり、「非均衡的」であるはずのモンゴル国南部と内モンゴル西部でも、予想されるような「機会主義的」な移動はみられず、よほどの悪天候でないかぎり、集団化以前も以後も規則的な移動パターンしかみられないとする(p.272)。しかし、彼が集団化以前も「機会主義的」な牧地利用が行われなかったとする根拠は、その当時の行政区分である旗のなかに移動がおさまっていたということに過ぎない。集団化以前は、それ以後より移動の距離も回数も多かったことは確かである。また、集団化以後の移動の「みせかけ」の規則性は、4つの季節ごとに営地が指定されたこと、季節に適合する営地の場所の選択肢が限られていること、「規則性」からはみだすエントロピーの部分「オトル」に負わせたことによる。

さらに、年間降水量のすくなさ、その変動係数のおおきさだけによって「機会主義的」移動の必要性を説くのは、低緯度で気温の高いアフリカのサバンナにはあてはまるが、モンゴルにはあてはまらず、さらにおおくの要素を考慮にいれなければならないように思われる。草の生育には、降水量、太陽からの輻射、気温という3つの要素がそろうことが必要だが、あとの2つの要素は、アフリカの場合、条件がほぼ常に満たされるのに対して、モンゴルの場合は、この3つがそろう期間は短い。つまり、5月なかばから8月なかばまでが草の生育期間であり、前年の積雪が必要な水分を供給することはあるが、この期間以外の降水量は、かならずしも草の生育とむすびつかない。また、冬の大雪による白いゾド、逆に雪が降らない場合の黒いゾドも起こる。つまり、潜在的な「機会主義的」移動の必要性を顕在化させる条件は、アフリカよりおおいといえる。土地環境の多様性を利用する広範な移動性と経営における決定の柔軟性がさらに重要なのである。牧畜に関する法整備や

政策策定も、このことを基本に行なわれなければならない。

5. 「コミュニティ」を基盤とした牧地管理モデル

モンゴルでの牧畜開発は、90年代のはじめには市場経済化を至上命題としており、牧地の私有化まで目指すものだったが、ネグデルの解体、家畜の私有化、牧畜産品の価格の自由化など一応の成果を見て、最近では牧地の私有化の主張は影をうすめている。これには、うえで述べたような、アフリカの牧地環境についての研究成果のモンゴルへの応用や、実際にアフリカの牧地環境を研究してきた研究者たち つぎにあげる Robin Mearns はその典型といえる¹ が、モンゴルでの牧畜開発計画へ参与するようになったことがおおきく働いていると思われる。かれらの基本的な考え方は、アフリカでの開発の失敗を教訓として、牧地は、私的所有によってではなく、「コミュニティ」による共同管理つまり「コモンズ」として、より持続的・生産的に利用できるというものだ。

Mearns(1996)は、共有財産の管理(the management of common property regimes (CPRs))がどのような条件の下でうまく行くか、協調行動(collective-action)と処理コスト(transaction cost)の理論を用いて、モンゴル国の牧地のケースを検討している。

彼は、まず社会秩序を維持する‘governance’と‘government’を区別する。前者は、その社会で内在的に発達してきた諸規則・権威やそれらとむすびついた外から押し付けられた諸規則による社会秩序の維持である。後者は、前者の一部であるところの、成文法や政策およびそれらを実行する行政である。これまでの自然資源開発の例についていえば、自然資源の利用を事実上(de facto)コントロールする‘governance’と法律上(de jure)の‘government’とは、かならずしも調和せず、むしろ対立して深刻な資源の悪化や枯渇をまねいたケースがおおかった。後者は、前者の慣習的な権威構造を侵食することによって、その効果的なコントロールを阻害するからである(p.300)。このことは、牧地をふくむ自然資源の管理には、‘governance’からのアプローチが重要であること、そしてネガティブであれ‘government’の影響力がおおきいことを示しているといえよう。

自然資源の持続的利用で問題なのは、資源の適度な利用という協調行動を生み出すための交渉コストなど処理コストである。コミュニティの内部では、処理コストは低く抑えられ、協調行動が起こりやすくなる。コミュニティのもつ、信念や嗜好の共有、ある程度固定した成員、成員間の交渉が継続するという期待、直接的で多面的な関係といった属性が、それを可能にするからである(p.301)²。ようするに、自然資源は、コミュニティによる共同管理をつうじて(つまり「コモンズ」として)、効率的な持続的利用が可能であるが、その質はうえにあげた属性がどのくらい保持されているかによるという。

Mearns(1996)は、このような「コミュニティ」の視点から、ポスト社会主義時代のモン

¹ 彼は、2002年現在、世銀の東アジア太平洋地域の自然資源管理上級専門家である。

² これは、社会学では、相互依存プレーでの社会的ジレンマ解決の条件といえる(cf.山岸 2002; 盛山・海野 1991)。

ゴル国の牧地管理における状況を分析する。ここで、1990年代からモンゴル国の地方で起こった経済的・社会的変化についてまとめておこう。

1992年新憲法の発布によって、モンゴルは、社会主義国であることをやめ、モンゴル人民共和国からモンゴル国となった。中央集中計画経済体制から市場経済体制への移行にともなって、ネグデルも解体され、非牧民のネグデル職員は職をうしない、そのおおくが家畜の割り当てをうけて牧民になった。また、都市部の国営企業の民営化や財政難によって、失業したものの中にも、家畜を手に入れて、牧民になるものがいた。このため、牧民世帯数は、1990年の75,000から2001年には185,500とほぼ倍になった(World Bank 2003:16)。新参者のもつ家畜の数ははじめからすくなかったこと、また牧畜経営の責任が牧民個人に帰されたことで、牧畜の経験や技術によっても、貧富の差はひろがった。

一方、1993年からゾドが起こる直前の1998年まで、家畜の数は劇的に増加している。この一番の原因は、ネグデルという中央集中マーケティング・システムが崩壊したことによる。このシステムによって、肉などの畜産物は、牧民の手元から集荷され市場に送られた。牧民には毎年高いノルマが課せられたが、冬のはじめの一斉屠殺・出荷によって越冬する家畜数が制限され、それがゾドの被害を少なくし、家畜全体の増加も抑制していたのである。1980年代末には地方人口を上回っていた都市人口の需要を支え、そのうえで高い水準の輸出を維持できたのも、このシステムがあったからである。

国家によって市場を保証されていた牧民たちは、ネグデルの崩壊によって、自分たちでマーケティングを行わなければならなくなった。しかし、牧民どうしを結びつける組織もない彼らに、そのような力はなかったから、町からやってくるブローカーによって、家畜は安く買い叩かれた。それに、90年代前半までインフレ率が高かったことも、牧民の家畜を売る意欲を削いでいた。また、将来への不安のため、資本としての家畜をなるべく減らさないでおこうという戦略³がとられたことから、国際市場があり比較的価格の高かったカシミアがかぎられた現金収入の手段となり、とくにヤギが増加して、それまでの家畜の構成比に変化をあたえた⁴。

さらに、ネグデルは、うえで述べた肉や畜産物の流れを逆にたどって、日用品などの商品を牧民の手に届けていた。これら肉、畜産物、商品の値段は、国家により統一され、全国どこでも同一価格だった。中央から離れることで生ずる輸送コスト、市場のほか、学校などの行政サービスへのアクセス・コストも、受益者ではなく、国がある意味一律負担し

³ Humphrey and Sneath (1999)では、生産様式の収益追求的傾向が後退し、生計維持的傾向が強まったと表現される。また、新しい牧民世帯の多くを占める150-200頭といわれる生計水準以下の数の家畜しかもたない世帯では、牧畜を続けて行くには、家畜の数を早く生計水準以上の数にする必要があり、なおさら家畜を減らすことはできなかった。

⁴ ヤギは1990年の20%から2001年37%に増加したのに対し、ヒツジは58%から46%に減少した(World Bank 2003:17)。Fernandez-Gimenez(1999a)によれば、ヤギの増加は、環境に対して悪影響を与えるとされることがおおいが、モンゴルの牧民にはそのような見方はない。ヤギは、食べる草の種類が多かったがって種の多様性の維持に役立つし、ゾドに対しても弱いので、増えすぎることはない(p.24)。

ていたのである。価格の自由化によって、そうしたコストは、すべて牧民が直接負担しなければならなくなった。1990年代前半の中央から地方への人口移動に対して、1990年後半地方から中央に人口が集中しはじめたのは、市場がようやくなんとか機能しはじめ、それへのアクセス・コストをなるべく軽減しようという戦略がとられたためであった。

Mearns(1996)は、以上のようなネグデル解体以降のモンゴル国の牧畜社会のコミュニティについて、ネグデルによって抑え付けられていた自発的協働が復活する一方で、コミュニティの属性は弱まりつつあるとつぎのように分析する。

都市志向の新参者の流入、不在家畜所有者の発生、貧富の格差の拡大によって、地方のコミュニティ内部の家族間の関心が多様化し、牧民たちの信念や嗜好を共有する度合いが低下する傾向にある。コミュニティの成員はもはや安定しているとはできず、マクロレベルの政治的・経済的な変動によって生み出される不確実な空気が広まり、牧民同士の関係が継続するという期待を近い将来についてさえも失わせている。(Mearns 1996:331)

現在、「コミュニティを基盤とした牧地管理(Community-based Pasture land Management)」は、UNDPをはじめとする国際機関やドナー国による援助プロジェクトに反映されているだけでなく(World Bank 2003:21)、土地法のなかの牧地に対する権利(land tenure)についての条文にもあらわれている(資料:「牧地関連法規」参照)。

これらの開発言説では、「環境」と「経済」(牧畜経営)という2つの領域における「持続性」が重なり合うものとして語られているが、それが本当に両立するのかという問題、また土地権の保有者とされた「コミュニティ」が、将来「ホルショー(協同組合)」などの経済的単位にとってかわり、それによって「市場経済に真に適応した牧畜形態」が生まれる契機が説かれる(e.g. Mearns 1996:324; Swift 2000)など、論ずべき点はおおい。

しかし、ここでは、うえにあげた Mearns(1996)の描いた「コミュニティ」像が、モンゴルの実情と一致しないという批判を、フィールド調査によるデータでおこなっている研究をとりあげてみたい。

Fernandez-Gimenez(1999a)は、バヤンホンゴル・アイマグの調査をもとに、コミュニティの外にいるというその性格から不在家畜所有者が牧地の適正な使用を阻害するものだとする一般的な理解に、異論をとる。現在のモンゴルの不在家畜所有者のほとんどは、ちかしい血縁者や友人に家畜を託しているのであって、契約にしたがって報酬を支払うアフリカなどでみられる事業家や投資家の不在家畜所有者とはことなると論ずる。ネグデルの解体によって家畜を手に入れた定住地居住者のなかには、田舎にでてフルタイムの牧民になったものもいるが、定住地にのこったものもいる。彼らが、自分たちの家畜の世話を、田舎で牧畜をいとなむ家族や縁者に託しているケースがほとんどなのである。その報酬は、定住地でしか手に入らない商品や移動の車の手配、学校に通うこどもを預かったり、牧繁

期の人手を提供したりという、ネグデルがはたしていた牧民と定住地とをむすびつけるサービスの提供である。

Fernandez-Gimenez(1999a)は、この定住地の住民と牧民との関係に注目する。自分の家畜をいなかに預けることは、定住地の住民にとって、流通システムが崩壊した 1990 年代はじめ、食糧を入手し生活を維持するセーフティネットととして機能した。しかし、家畜を預かっていなくても、牧民からの都市に住む親類に対する肉などの食糧の援助はおこなわれていた。都市住民と牧民とをむすぶネットワークは、むかしも今も生活に困った時の互助精神としての、こうした‘a subsistence ethic’に支えられてきたと主張する。また、不在家畜所有者の存在は、現場で牧畜にたずさわる世帯の数を減らし、トラックなど移動の手段を牧民に提供するなど、牧民の移動をむしろ助け、牧地の適正使用と保護を促進するとしている。

唯一の例外は、首都ウランバートルの近郊である。モンゴルでは、草の生育期である夏と秋の牧地は、事実上はともかく理念上は誰でも使用してよい(open access)とされているが、冬・春営地とその周辺の牧地については、むかしからそこを使用してきた世帯以外の世帯の使用を制限する慣習がある。ウランバートルの近郊では、首都に住む個人や企業から家畜を委託された牧民が、ほかの地域から集まり、もとの牧民の冬・春営地の牧地を無断で使用するという事態が起こっている(Fernandez-Gimenez 1999a:23)。

このような紛争を解決するために、土地法には、慣習にしたがって冬・春営地に占有(リース)権を設定するための規定が盛り込まれている⁵。しかしながら、この規定の実施により、予想しなかった結果があらわれていることが、Fernandez-Gimenez and Batbuyan (2000)によって、バヤンホンゴル・アイマグから報告されている。豊かな牧民は、冬・春営地に対する投資の成果やまわりの牧地を守るために、冬や春が過ぎてもそこからはなれたがらない傾向が出てきたというのである(p.10,25)。これは、どんなかたちであれ、牧畜における慣習的な土地権(land tenure)の成文化による強化が、移動性の抑制にむすびついてしまう可能性があることを示唆している。

Fernandez-Gimenez(2001)は、新参者の流入や貧富の格差の増大がコミュニティの同質性を侵食しているという Mearns の認識を調査によって検証し、これらの現象は移動に対して牧民たちのもつ規範の同質性に影響していないと結論づけた。

また、風戸(2002)も、ひとりの人間が一生のなかで定住地と牧地とを行き来しつつその両方に住むことはめずらしくないこと、また定住地と牧地に親族がわかれて住み、両者のあいだにふかい協力関係があることをあげ、かならずしも新参者に牧畜の技術や知識がないわけではなく、価値観もネグデル時代からの牧民とかわりないことを、フィールド調査から

⁵ 条文(第 52 条 7 節)では「モンゴル国市民は、ホトアイルをつうじて共同で占有できる」と、個人での占有はできないと解釈できるが、ソム役場に登録して交付される証明書の名義は、ひとりの個人名だけである。そもそも、その構成が一定しないホトアイルに対して法的に土地権の保護するのは意味のないことである(see Fernandez-Gimenez 2002:61-62)。

明らかにしている。

これらの研究は、「コミュニティ」というモデルそのものの有効性を直接問題にしているわけではないが、定住地の住民と牧民とのネットワークのダイナミクスなど、現実に行っている現象をその場で観察することによって、牧民たちの生きる社会を、外部から閉ざされ安定した系としての「コミュニティ」としてとらえる見方のほころびを明るみに出しているといえる。

6. 日本の人類学における最近の土地所有研究とコモンズの社会学

文化人類学では、閉じた系として対象社会を民族誌に記述する手法が、以前から批判されてきた。ある時期から、静的な「コミュニティ」から動的な「ネットワーク」に注目が移っていた。近年は、自己完結した「文化」概念によって、ホスト社会をほかとは明確に区別しうる実体として表象する、ギアーツに代表される「文化相対主義」が、本質主義のひとつとして、「オリエンタリズム」と批判されるようになってきた。実体として表象された社会は、絶対的なヘゲモニーをもつ「西洋」によって、その表象をつうじて操作の対象とされると考えられるからである。さらに、まさにおなじ理由で、文化人類学の核心ともいえる民族誌を書く作業そのものも批判の対象とされるようになった。それによって、文化人類学者は、ホスト社会と自分との関係をつねに意識せざるをえない状況にあるといえる。

このような文化人類学をとりまく批判とそれへの反応としての理論展開は、おなじような構造のなかでホスト社会との関係をもつ開発の理論にも、影響をあたえていくと思われる。人類学は開発におおいに貢献してきたが、最近までアカデミズムの人類学は、開発を「正規の」研究対象として見てこなかった。応用人類学としての「開発人類学」は、開発側の立場にたつとして、遠ざけられていた事情がある。しかし、開発を研究の対象とする「開発の人類学」といわれる分野がアカデミズムのなかに興ったことから、人類学のあたらしい理論や自己意識が、開発の理論だけでなく、実践にも反映していく可能性が出てきた(前川 2003;足立 2001)。

そこで、本論と関係のある土地所有について人類学的視点からの論文集(杉島 1999a)、環境と人間との関係をマイナー・サブシステムという概念で論ずる松井健の研究と、それとおおきな接点をもつ日本のコモンズの社会学について簡単にふれておく。

杉島(1999a)は、まず所有の概念にもとづく「土地所有制度」と、所有の概念ではとらえることのできない「土地制度」とを区別する。所有権とは結局のところ処分権であり、「所有こそが身体やそのはたらき(労働)に対する認識に浸透し、それを基礎づけているのである。所有の概念は資本主義の基底にある商品交換と不可分である。・・・所有とは商品交換に参与する者が自分の商品に対して関係する行為である。」(1999b:16-17)というように、土地所有と資本主義は不可分であり土地所有とは即土地の商品化である。(土地がどういう意味で「処分」できるかという問題意識は、臓器売買などの身体の商品化にもつながっていく

ものだ。)そして、土地所有という概念が、植民地統治や開発によって、アジア太平洋地域の社会にどのように導入されたかを、「歴史のもつれあい」という視点で記述しようとする。これは、開発する側、開発される側のさまざまな主体(agency)が、歴史的状況のなかでネゴシエーションする過程と言い換えてよいだろう。

松井のいうマイナー・サブシステムとは、「経済的な意味はごく小さいものの、単純な技術を用いて、それゆえもっとも高度な技法(わざ)を駆使して、自然のなかに立ち入っておこなわれることが多い、季節的にごく限定された生業活動のひとつ」(2004:112)である。それは、「言語化され意識化され説明されうる水準よりも深いところで」了解され行なわれる「きわめて身体的な、自然のなかに身体をおき身体を媒介とした」行為であり、それゆえ「身体全体をとって自然との直接的なかわりを体験させ、その時その場所において、深く自然に包まれていることを体感させるという点で、さらに突出した意味を記憶の沈殿の深層にもたらす」(松井 1998a:168-170;家中 2001:86-87)ものという。この意味で、モンゴルではメジャーな生業である牧畜の作業と共通する。

さらにいえば、人間の日常のすべての行動は、このような側面をもつ。家中(2002)は、「生活の知識というものが、個別の対象や状況と独立して蓄積される一般化されることなく、あくまで『かわりのなかで』すなわち『歴史のストック』としてある」(p.91)と説く。

家中(2002)や松井(2004)が示唆するように、日本のかつての土地の共同利用権は、土地への働きかけの痕跡の総体としての「歴史のストック」を根拠に発生するものであった。人々の働きかけが刻みこまれる「歴史のストック」は、人の記憶であっても、身体であっても、景観(landscape)であってもよい。ある景観によって、ある人間がそこに働きかけていたという人々の記憶が喚起され、土地利用権の根拠となるのである。だから、働きかけの程度によってその強度に濃淡ができるし、「時期や対象に応じて土地利用が排他的であったり共同的であったりする」(家中 2002:88)ことにもなるのである。ここが、「一物一権主義」、白黒がはっきりした近代的な所有観とは、ことなるという(同)。

家中(2001)は、石垣島白保のイノーの海が、住民によって守らなければならない「コモンズ」として「生成」される過程を論じている。イノーの海での採集や漁といったひとつのマイナー・サブシステム的な活動によって蓄積された「歴史のストック」としての記憶が、開発をきっかけに意識化され言語化され、開発に対抗する「住民の総意」に結晶したと論ずるのである。

しかし、このような「生成するコモンズ」が、開発にかならず対抗できるとはかぎらない。水島(1999)は、地域開発によって開発側と住民に紛争が生まれ、争点が土地の法的な所有権になった場合、住民側は、プラグマティックに(あるいは戦略的本質主義的に)、土地の住民による共同所有を主張することで、法的に有利な展開をつかむことが可能だが、その共同所有は理念的に創造されるだけでなく、近代の産物そのものであるので、同じ近代の産物としての開発を標的にはできないという(p.454)。では、コモンズによって開発に抵抗はできるのだろうか?さらに、「守り・管理するコモンズ」という発想も近代のものではな

いのか、コモンズが生成される過程で「歴史的ストック」としての記憶やそれまでの土地利用のしくみも変質してしまうのではないのか、また開発をきっかけにできた「コモンズ」がその契機がなくなってもずっと存続する保証はあるのかなどなど、さまざまな疑問がうかんでくる。しかし、いくつかの論点をまとめておきたい。

ひとつは、土地への権利の根拠が、人が自分の体をとおして土地に働きかけることで刻まれる景観や身体や記憶の総体である「歴史的ストック」であると論ずることである。ふたつめは、土地所有制度が導入される過程は、さまざまな主体(agency)が歴史的状況のなかでネゴシエーションする過程であるという視点である。また、家中のいう「コモンズ」が、土地への働きかけの「歴史的ストック」をもとに、ネゴシエーションのなかで、それを管理する主体の成立とともに「生成」されるということである。

7. コミュニティの均衡 非均衡モデル

まえに述べたように、モンゴルの牧畜社会にの開発の主流となっているのは、「コミュニティを基盤にした牧地利用管理」‘community-based land management’である。その「コミュニティ」というモデルそのものに対する批判も、モンゴルの開発に直接的間接的に関係してくる文献のなかに登場しはじめている。

Mearns 自身は、たとえば Mearns, Leach and Scoones (1998)なかで、エコロジストらしく、外部から明確に区別される安定した「コミュニティ」を、均衡的エコシステムと対比させて論じている。これにならい、そのようにイメージされた「コミュニティ」を、「均衡的コミュニティ」と名づけよう。かれは、それまでの政策アプローチが、均衡的コミュニティと均衡的エコシステムを所与として、その2つをリンクさせてイメージしていたと批判する。

Fernandez-Gimenez (2002)は、均衡的コミュニティ・モデルでは、経営の柔軟性と土地権の保障が、両立できないパラドックスとして必然的に立ち現れてくると論ずる。一般に、コミュニティの空間的・社会的境界を明確にすることが、土地権を保障し、したがって自然資源の管理がうまくおこなわれるために不可欠だと信じられているが(p.51)、モンゴルでは、コミュニティ境界を明確化にするには、つぎのような困難があるとする。(1)多様で、重層的かつ偶発的な資源を牧民が利用し、(2)資源の境界も本質的に曖昧でたえず移動しており、(3)資源を利用する牧民も多様で重層的な集団を構成し、(4)潜在的使用者を排除しない資源利用倫理を共有していることである。このような移動性・柔軟性・互酬性が、コミュニティ境界の明確化によって損なわれかねないからである(p.60)。

このように両立しがたい土地権の保障と、移動・柔軟・互酬性の維持とを、同時にかなえる方法として、Fernandez-Gimenez(2002)は、3つの方法を検証する。

ひとつは、土地登記と牧地リースである。しかし、冬・春営地のリース権の設定の例で見たように、これは失敗におわるだろう。営地はまわりの牧地があってはじめて機能するが、その境界はきわめて曖昧で、土地登記になじまず、それを他人から守ろうとするなら

監視のコストが高くつくからである。すでに見たように、そこに通年とどまって動かない牧民も出てくるだろう。

あとの2つは、牧民参加の協議制による牧地管理と、季節移動の管理（統制）である。そして、この2つを組み合わせた牧民参加の協議制による季節移動の管理が、モンゴルの牧畜にとってもっともよい選択だろうと最終的に結論づける(pp.65-67)。

その場合、季節ごとに割り当てる牧地が確保できること、牧民が現在の牧地使用のやり方を変えたいとおもっていてそれが可能であること、牧民が移動の強制を受け入れることが必要であると指摘する。しかし、この体制は革命前とネグデル時代まで存在した牧地管理制度の復活の面もある。それを牧民参加の協議制でおこなうのだという(p.78)。

Fernandez-Gimenez(2002)は、また牧民の移動性・柔軟性（たとえば、ある物が手に入らなかつたら別のもので代用する）・互酬性(これまで出てきた‘subsistence ethic’,‘access ethic’)が、‘informal institution’として、牧畜を成り立たせてきたのであるから、多くの牧民にとって、それと比較すれば、土地権の保障は重要ではないのだと論じている(p.78)。

8. おわりに

たしかに、うえのような提案は、私にも、今実現可能で効果的におもわれる。ソムやバグという現在の行政の枠組みをつかえば、ネグデル時代の実践と重なることがおおく、牧民はその経験を生かすことができる。しかし、そう考えると、現在の土地法の第52条1,2,10項で、ほとんど実現できるようにおもわれる。問題は、ソムやバグの首長が強制力を行使できるかというところにある。わたしがインタビューしたソム長は、季節使用の規則に違反した牧民に移動を強制することはできないと答えている。これは、憲法16条18項の住居選択の自由とのからみからかもしれないが、すでに触れた土地法第52条7項のリース権設定の問題など、成文化が有効かどうかふくめて、これからも法整備の必要な部分がおおい。

その際、遊牧という生業の特殊性をよく理解していることが前提となることは言うまでもない。

文献

ABBREVIATIONS

ADB	Asian Development Bank
CCCSCNM	" <i>Constituting the Commons: Crafting Sustainable Commons in the New Millennium</i> ", the Eighth Conference of the International Association for the Study of Common Property, Bloomington, Indiana, USA, May 31-June 4.
IPAL	UNESCO-Integrated Project in Arid Lands
UNEP	United Nations Environment Programme

秋道智弥

1995 『なわばりの文化史—海・山・川の資源と民俗社会』小学館.

秋道智弥(編)

1995 『生態人類学を学ぶ人のために』世界思想社.

浅見克彦

1990 「所有とエコロジー—所有論的プロブレマティクへの反省—」『現代思想』18-11, pp.201-215.

井上真

2001 「自然資源の共同管理制度としてのコモンズ」井上・宮内 (編)2001, pp.1-28.

井上真・宮内泰介(編)

2001 『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える—』鳥越皓之<企画編集>シリーズ環境社会学(二)、新曜社.

太田至

1998 「アフリカの牧畜民社会における開発援助と社会変容」高村泰雄・重田眞義(編著) 『アフリカ農業の諸問題』京都大学学術出版会, pp.287-318.

尾崎孝宏

1999 「世帯・親族と地域社会」島崎美代子・長沢孝司 1999, pp.51-73.

上村明

2003 「土地法と遊牧のゆくえ—アフリカの経験を生かすには—」『科学』2003年5月号, p.554. 岩波書店.

風戸真里

1999 「遊牧民と自然と家畜—遊動と家畜管理—」島崎美代子・長沢孝司 1999, pp.21-50.

2002 「モンゴル国の地方に暮らす人々の遊牧と定住をめぐる移動と世帯間協カードンドゴビ県デレン郡の一家族の生活史を中心に—」『リトルワールド研究報告』18.

小長谷有紀

1983 「オトルノート—モンゴルの移動牧畜をめぐって—」『人文地理』35-6: 68-79.

1986 「モンゴルにおける家畜預託の慣行」『史林』69-5:140-164.

- 2000 「中国内蒙古自治区におけるモンゴル族の牧畜経営の多様化—牧地配分後の経営戦略—」『平成9 - 11年度 科学研究費補助金基盤研究A(2) 研究成果報告書(研究代表者 横山廣子)「中国における諸民族文化の動態と国家をめぐる人類学的研究」』 pp.15-43.
- 2001 「定住化過程におけるモンゴル族の牧畜経営—錫林浩特(シリンホト)市内の事例から」佐々木信彰(編)『現代中国の民族と経済』世界思想社, pp.185-207.
- 2003 「中国内蒙古自治区におけるモンゴル族の季節移動の変遷—錫林浩特市域の事例から—」塚田誠之編『中国における諸民族の移動と文化の動態』風響社, pp.69-106.
- 小長谷有紀(編著)
- 2002 『遊牧がモンゴル経済を変える日』出版文化社.
- 盛山和夫・海野道郎(編)
- 1991 『秩序問題と社会的ジレンマ』ハーベスト社.
- 島崎美代子・長沢孝司(編)
- 1999 『モンゴルの家族とコミュニティ開発』日本経済新聞社.
- 杉島敬志
- 1999a 「土地・身体・文化の所有」杉島(編)1999, pp.11-52.
- 1999b 「所有をめぐる歴史のもつれあい—アジア・太平洋地域における土地所有を中心に—」比較史研究会第1回研究会「所有をめぐる比較の試み」報告1999年6月26日レジюме
http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~5jimu/reports/PDF/Pf_sugishima.pdf
- 杉島敬志(編)
- 1999 『土地所有の政治史』風響社.
- 立岩真也
- 1997 『私的私有論』勁草書房.
- 松井健
- 1998a 「マイナー・サブシステムの世界—民俗世界における労働・自然・身体—」篠原徹(編)『民俗の技術』朝倉書房, pp.247-268.
- 1998b 『文化学 of 脱=構築—琉球弧からの視座—』榕樹書林.
- 2004 「マイナー・サブシステムと環境のハビトウス化」松井健(編)2004, pp.103-126.
- 松井健(編)
- 2002 『開発と環境の文化学—沖縄地域社会変動の諸契機—』榕樹書林.
- 2004 『沖縄列島—シマの自然と伝統のゆくえ』島の生活世界と開発3、東京大学出版会.
- 水島司
- 1999 「空間の切片」杉島(編)1999, pp.443-456.
- 戸田清
- 1994 『環境的公正を求めて—環境破壊の構造とエリート主義』新曜社.
- 家中茂
- 2001 「石垣島白保のイノー—新石垣空港建設計画をめぐる—」井上・宮内(編)2001,

pp.120-141.

2002 「生成するコモンズ—環境社会学におけるコモンズ論の展開—」松井健（編）2002, pp.81-112.

山岸俊男

2002 「社会的ジレンマ研究の新しい動向」今井春雄・岡田章(編著) 『ゲーム理論の新展開』 勁草書房, pp.175-204.

山田高敬

1996 「公共利益の発見と『共有地の悲劇』の回避」『創文』1996.11, pp.11-14.

Базаргүр, Д.

1978 *БНМАУ-ын мал аж ахуйн хөгжил байриилтын газарзүйн үндэс*. УБ.

Базаргүр, Д., Чинбат, Б. ба Шийрэв-Адъяа, С.

1989 *БНМАУ-ын малчдын нүүдэл*. УБ.

Грайворонский, В.В.

1997 *Современной аратство Монголии: Социальные проблемы переходного периода 1980-1995*. М.

Төмөргогоо, Д.

1983 *Мал аж ахуйн хөдөлмөр*. УБ.

ADB

1995 *Report and Recommendation of the President to the Board of Directors on Proposed Loans and Technical Assistance Grant to Mongolia for the Agriculture Sector Program*. RRP MON: 27536.

2002 *Program Performance Audit Report on the Agriculture Sector Program (Loan 1409-MON[SF]) in Mongolia*. PPA:MON 27536.

2003 *Mongolia's Environment: Implications for ADB's Operations*.

Behnke, R.H. , Scoones, I.

1993 *Rethinking Range Ecology: Implications for Rangeland Management in Africa*. In Behnke et al. 1993, pp.1-30.

Behnke, R.H. , Scoones, I. and Kerven, C.(eds)

1993 *Range Ecology at Disequilibrium: New Models of Natural Variability and Pastoral Adaption in African Savanas*, London: ODI.

Bruce, J. and R. Mearns

2002 *Natural Resources Management and Land Policy in Developing Countries: Lessons Learned and New Challenges for the World Bank*. Drylands Programme. Issues Paper No. 115. London: International Institute for Environment and Development.

- The equilibrial- non-equibrilial continuum in grazing ecosystems(p.39)
- Ellis J.E., Coughenour, M. B. and Swift, D. M.
 1993 Climate Variability, Ecosystem Stability, and the Implications for Range and Livestock Development. In Behnke et al. 1993, pp.31-41.
- Fernandez-Gimenez, M.
 1999a Reconsidering the Role of Absentee Herd Owners: A View from Mongolia. *Human Ecology* 27(1):1-27.
 1999b Sustaining the Steppes: A Geographical History of Pastoral Land Use in Mongolia. *The Geographical Review* 89 (3):315-342.
 2000 The Role of Mongolian Nomadic Pastoralists' Ecological Knowledge in Rangeland Management. *Ecological Applications* 10(5):1318–1326.
 2001 The Effect of Livestock Privatisation on Pastoral Land Use and Land Tenure in Post-Socialist Mongolia. *Nomadic Peoples* 5(2):49-66.
 2002 Spatial and Social Boundaries and the Paradox of Pastoral Land Tenure: A Case Study from Postsocialist Mongolia. *Human Ecology* 30(1):49-78.
- Fernandez-Gimenez, M. and B.Allen-Diaz
 1999 Testing a non-equilibrium model of rangeland vegetation dynamics in Mongolia. *Journal of Applied Ecology* 36: 871-885.
 2000 Vegetation change along gradients from water sources in three grazed Mongolian ecosystems. *Plant Ecology* 00: 1–18,
- Fernandez-Gimenez, M. and B. Batbuyan
 2000 Law and Disorder in Mongolia: Local Implementation of Mongolia's Land Law. Presented at CCCSCNM.
- Finke, P.
 1995 Kazak pastoralists in western Mongolia: economic and social change in the course of privatization. *Nomadic Peoples* 36/37:195-216.
 2000 From 'Common Property' to Open Access: Changing Pastoral Land Tenure in Post-Socialist Mongolia. Presented at CCCSCNM.
- Fratkin, E.
 1997 Pastoralism: Governance and Development Issues. *Annual Review of Anthropology*, Vol. 26, pp.235-261.
- Fratkin, E. and R. Mearns
 2003 Sustainability and pastoral livelihoods: Lessons from East African Maasai and Mongolia. *Human Organization*, Summer 2003(62)2:112-122.
- Hanstad T. and J. Duncan
 2001 *Land Reform in Mongolia: Observations and Recommendations*, RDI Reports on Foreign Aid

- and Development #109. Seattle, Washington.
- Humphery, C. and D. Sneath
 1999 *The End of Nomadism ? : Society, State and the Environment in Inner Asia*. Duke University Press: Durham.
- Mearns, R.
 1996 Community, collective action and common grazing: the case of post-socialist Mongolia. *Journal of Development Studies* 32(3): 297-33
- Mearns, R. and E. Dulamday
 2000 Sustaining Livelihoods on Mongolia's Pastoral Commons. Presented at CCCSCNM.
- Mearns, R., M. Leach and I. Scoones
 1998 The Institutional Dynamics of Community-Based Natural Resource Management: An Entitlements Approach. Presented at "Crossing Boundaries," *the Seventh Annual Conference of the International Association for the Study of Common Property*, Vancouver, British Columbia, Canada, June 10-14, 1998.
- Pieterse, J. N.
 2001 *Development Theory: Deconstructions/Reconstructions*. SAGE Publications: London.
- Müller, F.
 1995 New nomads and old customs: general effects of privatisation in rural Mongolia. *Nomadic Peoples* 36/37:175-194.
- Müller, F and Bat-Ocir Bold
 1996 On the Necessity of New Regulations for Pastoral Land Use in Mongolia. *Applied Geography and Development* 48(1996):29-51.
- Russel, N.P., Adya, Y. and Tseveen, T.
 2000 Role of the Livestock and Crop Economy in the Mongolian Conomic Transition. In Nixon, F. et al.(eds.) 2000 *The Mognolian Economy: A Manual of Applied Economics for a Country in Transition*. Edward Elgar Publishing, pp. 154-174.
- Sheehy, D.
 2000 Sustaining Livelihoods with Livestock on the Pastoral Commons of Mongolia. Presented at CCCSCNM.
- Sneath, D.
 1998 State Policy and Pasture Degradation in Inner Asia. *Science* 281:1147-1148.
 2002 Custody and Property: Land, indigenous understanding, and the conceptual basis of development policy in pastoral Mongolia. In C. Humphrey and R. Mandel (eds), *Markets and Moralities: Ethnographies of Postsocialism*, Routledge.
 2001 Notions of Rights over Land and the History of Mongolian Pastoralism. *Inner Asia* 3(2001): 41-59.

Swift, J.

2000 Rural Development: The Livestock Sector. In Griffin, Keith B.(ed) 1995, *Poverty and the Transition to a Market Economy in Mongolia*. St. Martins Press. pp.104-133.

Swift, J. and R. Mearns (eds)

1993 *Nomadic Peoples* 33.

World Bank

2003 *Land Resources and Their Management: Mongolia environment monitor 2003*.

用語

Institutions

Regularised patterns of behavior between individuals and groups in society, or ‘complexes of norms, rules and behaviors that serve a collective purpose’ (Mearns 1996:332)

オトル otor Orop

特定の種類の家畜を、特定の目的のために、特定の場所に、特定の時期に、世帯の成員の特定の部分が、移動させ、飼育すること。越冬にそなえて家畜をじゅうぶん肥らせるための秋のオトル、ゾドをさけるオトルが、主要なオトルである。その世帯の本拠地である营地から日帰り放牧できない距離の場所でおこなうのがふつうであり、移動に便利なテントや小型ゲルに宿泊する。

アイマグ aimag

県とも訳されるモンゴルの最上位の地方行政単位、現在 21 ある。

ソム sum

アイマグの下の行政単位。郡とも訳される。ネグデル時代には、おおくの場合、ネグデルとソムは重なり、ネグデル長はソム長を兼ねた。

バグ

ソムの下での行政単位。その領域は、ネグデル時代のブリガード(生産隊)と重なる。とくに必要がなければ、牧民はバグの境界内で移動し牧畜をおこなう。

ネグデル

社会主義時代における牧畜協同組合。牧畜の集団化は、1920 年代末に強行されるが失敗した。1940 年代後半からおこなわれた集団化は、1959 年に完了宣言がだされた。1990 年代はじめに解体され、資産、家畜は組合員に分配された。

ホトアイル(nomadic herding camp)

牧畜という生業の基本的な社会・経済的単位。2 から多いときで 10 ほどの世帯で構成される。さまざまな牧畜作業、とくに毎日繰り返されるヒツジ・ヤギの群れ管理を共同でおこなうことにより、労働力を節約する。その構成は、時間によって変化し一定でない。独立した住居と財産(家畜)をもつ世帯が、そのときどきの牧地の状態や経営形態に応じて、臨機応変にホトアイルを構成し解消するからである。各世帯のヒツジ・ヤギをひとつの群れにして飼うため、その合計が 800~1000 頭をこえてはならないという群管理の技術的限界が、ホトアイルの規模を制限する。

ソーリ

ホトアイルに相当する、ネグデル時代の経済的単位。ホトアイルが自発的に結成されるのに対して、ソーリはネグデルによって組織される。当初の機能は、ホトアイルと変わらなかったが、しだいに特定種類の家畜の飼育に専門化し、ひとつの世帯が担当する家畜も増えて、ソーリを構成する世帯数は、1~2 になった。

牧地関連法規

憲法(1992)

前文 「われわれモンゴル国民は、…略…政治・歴史・文化の伝統を尊重・継承し、…略…母国に人道的かつ市民による民主的な社会を建設し発展させることを尊重すべき目標とする」

5条5節 「畜群は国民の富であり、国家の保護を受ける」

6条3節 牧地の私的所有権を認めず

16条18項 住居選択の自由

民法(2002改正)

102条 土地所有

3節 使用目的の限定

4節 私有化されてない土地の所有者は国家

土地法(1994制定、1997,1999,2002改正)占有権・使用権についての法律

3条 土地に対する3つの権利

所有権(処分権)

占有権(処分権のない排他的使用 lease・用途と期間の限定)

使用権

5条 所有権について(憲法の引き写し)

6条2節 (国の管理・調整のもとに、共同使用される土地)

「法律でとくに定めないかぎり、つぎにあげる土地は、しかるべきレベルの国の機関による管理・調整のもとに、共同で使用する。」

1項 「牧地、牧地内の水や塩沢がある場所」

8条6節 地名変更の禁止

10条 土地区分

1節1項 農牧業用地

16条 特別使用地

1節6項 アイマグ間のオトル用牧地

35条 土地占有者の権利義務

1節4項 権利書の他人への譲渡・担保の設定ができる

6項 使用権の部分的譲渡

38条 土地占有権利書の他人への譲渡の手続き

- 52 条 牧地の適正使用と保護
- 1 節 ソム議会による季節の牧地区分など土地計画の策定
「ソムとドゥールグの議会は、当該地域の特色、牧地使用の伝統、適正な使用・保護・修復の必要を考慮し、冬営地・春営地・夏営地・秋営地・オトル用予備地という基本的区分にしたがって、土地計画を策定する。」
- 2 節 夏・秋営地、オトル用牧地のバグ、ホトアイルによる共同使用およびソム長による冬・春営地の使用制限の決定
「夏営地・秋営地およびオトルの牧地は、これをバグとホトアイルに割り当て、共同で使用する。当該年の牧地の草の生育度と市民の意見を考慮し、冬営地・春営地に家畜を入らせないまた入らせる期間を、ソムおよびドゥールグの首長が決定し、バグとホローの首長および市民は、これを遵守・実行する。冬営地・春営地の一定の牧地を、悪化から保護し回復させる目的で、当該地域の特色、牧地使用の伝統、土地の容量・能力を考慮し、バグの議会の意見にもとづき、ソムの首長は、口頭または書面の契約にしたがって、牧民にグループで使用させることができる。」
- 3 節 「森林のある土地は、しかるべき法規にしたがって牧地として使用することができる。」
- 4 節 「アイマグ、首都、ソム、ドゥールグの議会は、自然環境、社会、経済の状況を考慮し、所轄地域内に、移動および固定牧畜の地帯を定めることができる。」
- 5 節 「強化された固定牧畜を営む目的、または五畜以外の家畜を飼育する目的で囲われた牧地は、これを市民、生産単位、組織に、季節を考慮することなく、一定の口頭または書面の契約にしたがって、使用させることができる。」
- 6 節 「本法本条 1 節に定められた基本的区分、4 節および 5 節に定められた土地の面積およびその土地を使用させることに関する規則は、これを当該レベルの議会が定める。」
- 7 節 「冬営地・春営地の下の土地については、モンゴル国市民は、ホトアイルをつうじて共同で占有できる。」
- 8 節 「自然災害およびその他の災害のために、他のアイマグ、ソムの管轄地域に移動する必要が発生したならば、当該レベルの首長がこの問題を協議して解決する。もし合意に至らなければ、この問題を上位の首長または政府が解決する。」
- 9 節 「干害・ゾドまたはそれ以外の自然災害が発生した際に、ソム間で共同使用するオトル用予備地およびその境界については、アイマグ議会が、アイマグ間で共同使用するオトル用予備地およびその境界については、政府が地方の希望を考慮し定める。」
- 10 節 「牧地使用の問題について発生したすべての紛争は、これをバグ議会が協議し調整する。合意に至らない場合には、ソムの首長が解決する。」
- 53 条 草刈場の適正使用と保護